

令和8年5月21日

実習実施者
監理団体 各位

出入国在留管理庁
厚生労働省
外国人技能実習機構

「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)等を踏まえた責任あるサプライチェーン等における
技能実習生の人権尊重について(周知)

外国人技能実習制度の適正な運用につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

人権デュー・ディリジェンス^(注1)の分野では、平成23(2011)年、国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」^(注2)が全会一致で支持されるなど、企業に人権尊重を求める動きが加速しています。特に海外では、サプライチェーン全体での企業の人権尊重の取組が求められおり、欧州諸国を中心に関連の法規制が強化されています。

我が国では、企業による取組を後押しするために、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020年)及び「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022年)を策定したほか、各種ガイダンスの作成、セミナーの実施や相談窓口の設置などを進め、我が国の企業に対し、人権デュー・ディリジェンスへの対応を進めてきました。

また、技能実習制度に関しては、令和4年10月17日に「責任あるサプライチェーン等における技能実習生の人権尊重について(周知)」を発出し、実習実施者及び監理団体の皆様に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について要請したところです。

今般、政府は、企業活動におけるより実効性のある人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画を昨年12月に改定し、本年4月から同計画の下での取組を開始しました(別添参照)。同計画では、政府が取り組むべき8つの優先分野における取組の方向性と具体的施策を明示するとともに、第3章では、企業に求められる人権デュー・ディリジェンス等の導入・実施のための具体的な取組に関する記載を拡充しています。

引き続き、実習実施者・監理団体の皆様におかれましては、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護により一層努めていただきますようお願いいたします。

(注1)人権デュー・ディリジェンスとは、企業のサプライチェーン上の人権侵害リスクを特定し、防止・軽減する試み。

(注2)ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合「保護、尊重及び救済」枠組み実施のために(2011年国際連合人権委員会) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf>)

別添1 「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)概要

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956581.pdf>)

別添2 「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956579.pdf>)

別添3 「責任あるサプライチェーン等における技能実習生の人権尊重について(周知)」

(<https://www.otit.go.jp/upload/docs/260521.pdf>)